

(仮称)宮城加美風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 8 月

合同会社 JRE 宮城加美

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和元年6月17日(月)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

令和元年6月17日(月)付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

・河北新報(朝刊25面)

[別紙1参照]

② 広報誌によるお知らせ

令和元年7月1日(月)付で、下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報かみまち(令和元年7月1日(月))

[別紙2参照]

③ インターネットによるお知らせ

令和元年6月17日(月)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・事業者ウェブサイトに掲載

[別紙3参照]

・宮城県ウェブサイトに掲載

[別紙4参照]

・加美町ウェブサイトに掲載

[別紙5参照]

(3) 縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいて、インターネットの利用により公表した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・宮城県庁環境生活部環境対策課

・加美町役場

・加美町役場小野田支所

② インターネットの利用による公表

・事業者ウェブサイトにおける準備書及び要約書の公表

[別紙3参照]

※公告に事業者ウェブサイトURLを記載し、宮城県、加美町のウェブサイトを上記事業者ウェブサイトへのリンクを掲載することにより、準備書及び要約書の参照を可能とした。

(4) 縦覧期間

期間: 令和元年6月17日(月)～令和元年7月16日(火)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)

時間: 庁舎は午前8時30分～午後5時15分まで

※なお、インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 0名 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課 0名
- ・加美町役場町民課 0名
- ・加美町役場小野田支所 0名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は980回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条第1項の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時

令和元年7月10日(水)18時30分～19時50分

(2) 開催場所

やくらい文化センター 小ホール (宮城県加美郡加美町字中原南105)

(3) 来場者数

15名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙6参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和元年6月17日(月)～令和元年7月30(火)まで
縦覧期間及びその後2週間とした。

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通(意見書箱への投函なし、事業者への郵送2通)であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は2件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1-1	本事業者(合同会社 JRE 宮城加美)及び委託先の「株式会社環境管理センター」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を科学的に調査し、コウモリ類の保全措置として、カットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)以下のフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うことは評価される。しかし、肝心の保全措置(風速)の閾値が主観的であり「適切」とは言い難い。よって、以下の指摘を踏まえ、「コウモリ類の保全措置」を再検討して頂きたい。	本事業におけるコウモリ類の環境保全措置に対する見解を以下に示します。
1-2	「3m/s」とした科学的根拠を述べよ 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置(フェザリング)を行うという。本事業で採用する風力発電機のカットイン風速は 3m/sとある。つまり、本事業において、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類の保全にとって最も重要な論点)は「3m/s」ということだが、事業者が閾値を「3m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎない。コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。	環境保全措置の検討にあたっては、高空飛翔調査による解析結果を踏まえて、フェザリングの実施を検討いたしました。フェザリングを行う風速については、コウモリ類の確認回数が最も多い 0～1m/s を含む 3m/s 以下の風速を対象とすることにより、一程度のバットストライクの低減が図られるものと考えことから、専門家等のご意見も参考にさせていただき、カットイン風速である 3m/s 以下を設定いたしました。
1-3	「3m/s」とした科学的根拠を述べよ 2 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速(3m/s)以下の風速時にのみ保全措置(フェザリング)を行うという。だが、本準備書の解析結果(P474)によると、対象事業実施区域のコウモリ類は「3m/sよりも速い風速」で活動している(「5m/s未満まで相対的に確認回数が多い傾向がみられた」とある)。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、例えば、「〇月～〇月の夜間については 5m/s未満でフェザリングを行い、それ以外の月の夜間は、〇m/s未満でフェザリングを行う」とするか、もしくは、専門家との協議により「保全措置の閾値(フェザリングを行う風速)及び実施する月」を決めるべきではないのか。	上記の回答のとおり、フェザリングを実施する風速については、高空飛翔調査による解析結果及び専門家等のご意見を踏まえて、風速 3m/s以下を設定いたしました。 なお、供用後の事後調査において特定の風車や時期にバットストライクが多く発生する等、著しい影響がみられた場合には、専門家等の助言や指導を得ながら、さらなる効果的な環境保全措置を検討してまいります。
1-4	コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	コウモリ類の事後調査は、フェザリングの効果を確認することを目的として、バットストライクの有無を確認いたします。コウモリ類の活動量については、準備書段階の高空飛翔調査において旬別の活動量と傾向を把握しており、事後調査においては、バットストライク発生時の気象条件(風速、天候)を解析することにより、バットストライクと気象条件との関連性を把握いたします。

No.	意見の概要	当社の見解
1-5	コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。月1～2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。	事後調査の頻度については、専門家等の助言を参考に、コウモリ類の出現が少ない時期は月1～2回、出現のピーク時はさらに頻度を高める等、メリハリをつけて設定しております。
1-6	コウモリ類の死骸探索調査について2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月2回とし、後の2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査は、生物調査員が実施いたします。そのほか、定期点検時にも、補足的に風車の下を中心に死骸の有無を確認いたします。
1-7	コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級(両生・爬虫・哺乳類専門分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	コウモリ類の死骸探索は、十分な経験を有した生物調査員が行います。
1-8	意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見の内容は要約せず、「意見の概要」の欄に全文を記載いたしました。
2-1	今回の調査において、多様な希少猛禽類が対象区域およびその周辺に生息していることが明らかであり、特にクマタカの観察数は多い。国内ではクマタカが過去に風力発電施設(以下、風車と言う)によるバードストライクに遭った事例があることから、風車の設置基数を減らすとともに設置位置についてもさらなる配慮が必要である。準備書では、クマタカへの影響予測結果として、事業実施区域の北側に沿って年間予測衝突数の高い所が複数みられるとしながらも、この予測衝突数の高い区域に風車の建設が予定されている。風車の設置により、バードストライクが起こるだけでなく、クマタカの活動空域の障壁にもなるので、全体的に風車の設置位置を見直すべきである。	ご指摘のとおり、鳴瀬川流域にはクマタカの利用率が高い地域がみられたことから、準備書の事業計画の検討段階において、利用頻度が比較的高いエリアに位置していた北側3基の風力発電機を削減いたしました。また、風車の基数削減及び配置の変更を行うことで、クマタカの年間予測衝突数は最大0.029 個体/年となり、影響の低減が図られているものと考えております。なお、クマタカを含む希少猛禽類については、供用後の事後調査においてバードストライク及び生息状況を確認し、著しい影響がみられた場合には、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
2-2	希少猛禽類へのバードストライクについて、不確実性を伴うということで事後調査を予定されているが、この調査結果を一般にも公表、縦覧していただきたい。また、事後調査実施において、大雨、強風時、クマタカは樹上飛行を行わないことから観察は困難なため、このような気象時のデータを除き、正味3日間の調査データを用い、影響評価をしていただきたい。	事後調査の結果につきましては、重要な種の保護に配慮した上で、事業者等のホームページで公表を予定しております。また、事後調査の実施日につきましては、天候等を考慮して、希少猛禽類の観察に適した日程で実施いたします。

No.	意見の概要	当社の見解
2-3	渡り鳥調査のサシバとハチクマについて、この2種は宮城県でもタカの渡りとして観察されるが、天気、風向きと強さにより日により飛行ルートは変化する。またその年の天候により渡りのピーク時期は毎年同じではない。準備書における調査日は月3日間と少なく、サシバやハチクマの移動を評価するデータとして過少である。事後調査においては適切な時期に調査を行い、サシバやハチクマのバードストライクの有無を評価できるデータ取得調査を実施していただきたい。	渡り鳥の調査頻度は、方法書に対する宮城県環境影響評価技術審査会のご指導及び知事意見を参考に、7～10日おきに実施しており、当該地域の春季及び秋季の渡りの状況を適切に把握できているものと考えます。

日刊新聞による広告

河北新報(令和元年 6 月 17 日(月)朝刊 25 面)
※上記朝刊に掲載したお知らせに、広告代理店の手違いにより誤りが生じたため、6 月 19 日付けで
お詫びと訂正を掲載した。

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)宮城加美風力発電事業
環境影響評価準備書を作成しましたので、次のとおり公告
いたします。

一、事業者の名称 合同会社 JRE 宮城加美
代表社員 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
所在地 東京都港区六本木六丁目二番二二号
六本木ヒルズ・スクエアタワー十五階

二、対象事業の名称(仮称)宮城加美風力発電事業
種類 風力発電所
規模 最大五万八千八百キロワット
(単機定格出力四千二百キロワット級最大十四基)

三、対象事業実施区域 宮城県加美郡加美町
四、引継ぎにより新たに事業者となった者の名称
加美郡加美町 宮城県環境生活部環境対策課、
加美町役場民課、加美町役場小野田支所

五、縦覧の場所 令和元年六月十七日(月)から
令和元年六月十七日(月)から
七月十八日(火)(庁舎は土日祝日を除く)
庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
時間 電子縦覧 事業者ウェブサイト
http://www.jre.co.jp/

六、意見書の提出
準備書について、環境の保全の見地からの意見をもち
の方は、氏名、住所、準備書の名称、意見(日本語)を
明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂く
か、次の事業者宛てに郵送してください。
ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
〒100-6003
東京都港区六本木六丁目二番二二号
六本木ヒルズ・スクエアタワー十五階

七、意見書の提出期限 令和元年七月三十日(火)午後五時まで
八、説明会の開催を予定する場所及び日時
やぐらい文化センター
(宮城県加美郡加美町字中原南一〇五)
令和元年七月十日(水)午後六時半から

【お問い合わせ先】
ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
株式会社環境管理センター 電話〇三六四四五―四九〇〇
電話〇四二六七三―〇五〇九

河北新報(令和元年 6 月 19 日(水)朝刊 25 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)宮城加美風力発電事業
環境影響評価準備書を作成しましたので、次のとおり公告
いたします。

一、事業者の名称 合同会社 JRE 宮城加美
代表社員 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
所在地 東京都港区六本木六丁目二番二二号
六本木ヒルズ・スクエアタワー十五階

二、対象事業の名称(仮称)宮城加美風力発電事業
種類 風力発電所
規模 最大五万八千八百キロワット
(単機定格出力四千二百キロワット級最大十四基)

三、対象事業実施区域 宮城県加美郡加美町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
加美郡加美町 宮城県環境生活部環境対策課、
加美町役場民課、加美町役場小野田支所

五、縦覧の場所 令和元年六月十七日(月)から
令和元年六月十七日(月)から
七月十八日(火)(庁舎は土日祝日を除く)
庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
時間 電子縦覧 事業者ウェブサイト
http://www.jre.co.jp/

六、意見書の提出
準備書について、環境の保全の見地からの意見をもち
の方は、氏名、住所、準備書の名称、意見(日本語)を
明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂く
か、次の事業者宛てに郵送してください。
ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
〒100-6003
東京都港区六本木六丁目二番二二号
六本木ヒルズ・スクエアタワー十五階

七、意見書の提出期限 令和元年七月三十日(火)午後五時まで
八、説明会の開催を予定する場所及び日時
やぐらい文化センター
(宮城県加美郡加美町字中原南一〇五)
令和元年七月十日(水)午後六時半から

【お問い合わせ先】
ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
株式会社環境管理センター 電話〇三六四四五―四九〇〇
電話〇四二六七三―〇五〇九

【お詫びと訂正】六月十七日付河北新報朝刊に掲載した「お
知らせ」に弊社の手違いにより生じた誤りがありました。
(誤)四、引継ぎにより新たに事業者となった者の名称
(正)四、環境影響を受ける範囲であると認められる
地域の範囲
ここに訂正してお詫び申し上げます。
(広告取扱店) 株式会社河北アド・センター

広報誌によるお知らせ

広報かみまち(令和元年 7 月 1 日発行)

**「(仮称)宮城加美風力発電事業環境
影響評価準備書」の縦覧および説明会**

加美町漆沢ダム周辺で、合同会社 J R E 宮城加美が計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧し、説明会を行います。

縦覧期間 7月16日(火)まで

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

縦覧場所 加美町役場町民課、小野田支所

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/>

説明会 7月10日(水) 午後6時30分～
やくらい文化センター

意見書の提出 7月30日(火)まで、氏名、住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記へ郵送(当日消印有効)または意見書箱へ投函してください(意見書および意見書箱は縦覧場所に設置してあります)。

問合せ 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー 15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ☎03-6455-4900 担当:事業開発部 開発第1部 近藤、石川

「(仮称)宮城加美風力発電事業」の事業者変更

加美町漆沢ダム周辺で計画している「(仮称)宮城加美風力発電事業」について、事業を他事業者引き継ぎましたので、お知らせいたします。

【変更前】 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)
代表取締役 中川隆久
東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー 15階

【変更後】 合同会社 J R E 宮城加美
代表社員 中川隆久(所在地変更なし)

対象事業 名称: (仮称) 宮城加美風力発電事業
種類: 風力発電事業
規模: 発電設備出力 最大60,800kW

公告の事由 対象事業の実施を他の者に引き継ぐため(環境影響評価法第30条第1項3号に該当)

インターネットによるお知らせ

事業者ウェブサイト(1/2)

2019年6月17日 [事業](#)

(仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を令和元年6月14日付で経済産業大臣に届け出るとともに、宮城県知事、加美町長へ送付しました。

準備書について、下記のとおり縦覧を行います。

■ 準備書の縦覧について

縦覧場所・時間	宮城県環境生活部 環境対策課 環境影響評価班 加美町役場 町民課 加美町役場 小野田支所 (いずれも開庁・開館時のみ)
---------	--

縦覧期間	令和元年6月17日(月)～令和元年7月16日(火) (土・日・祝祭日、施設の休館日を除く)
------	--

■ インターネットによる縦覧

※Windows10、Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品(正規品)で、且つ当社のwebサイト上でのみ閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■ 準備書

[表紙目次](#) [PDF](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況 [PDF](#)

3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [PDF](#)

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [PDF](#)

[> ニュース 2019](#)[> ニュース 2018](#)[> ニュース 2017](#)[> ニュース 2016](#)[> ニュース 2015](#)[> ニュース 2014](#)[> ニュース 2013](#)

第8章

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

PDF

第9章

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

PDF

第10章

環境影響評価の結果

10.1.1

大気環境

PDF

10.1.2

水環境

PDF

10.1.3

その他の環境

PDF

10.1.4

動物

PDF

10.1.5

植物

PDF

10.1.6

生態系（地域を特徴づける生態系）

PDF

10.1.7

景観

PDF

10.1.8

人と自然との触れ合いの活動の場

PDF

10.1.9

廃棄物等

PDF

10.2

環境の保全のための措置

PDF

10.3

事後調査

PDF

10.4

環境影響の総合的な評価

PDF

第11章

環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

PDF

第12章

その他環境省令で定める事項

PDF

■ 資料編

PDF

■ 要約書

PDF

意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和元年7月30日（火）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 宛

（令和元年7月30日（火）当日消印有効）

■ 意見書用紙

説明会の開催について

開催場所・日時	加美町 やくらい文化センター
	令和元年7月10日（水） 午後6時30分～午後8時

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 担当 近藤、石川

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで）

インターネットによるお知らせ

宮城県ウェブサイト(1/2)



宮城県
Miyagi Prefectural Government

[はじめての方へ](#) > [サイトマップ](#) > [携帯サイト](#) > [Foreign Language](#)

[背景色を変える](#) [白](#) [黒](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#)

[防災情報](#) [休日救急当番医](#) [カレンダーでさがす](#) > [組織でさがす](#) > [Google Custom Search](#) [検索](#)

[ホーム](#) [くらし・環境](#) [防災・安全](#) [震災・復興](#) [観光・文化](#) [まちづくり・地域振興](#) [健康・福祉](#) [子育て・教育](#) [しごと・産業](#) [県政・地域情報](#)

[現在地](#) [トップページ](#) > [環境影響評価について](#) > (仮称)宮城加美風力発電事業 (環境影響評価準備書)

環境影響評価について

[読み上げる](#)

環境対策課

お知らせ

- [環境影響評価図書の公表状況](#)
- [環境影響評価技術審査会の開催案内](#)

環境影響評価について

- [国の環境影響評価制度の概要](#)
- [宮城県の環境影響評価制度の概要](#)
- [環境影響評価の実施状況](#)
- [関係法令等について](#)

環境影響評価技術審査会

- [環境影響評価技術審査会](#)

各種届出書等ダウンロード

- [各種届出書等ダウンロード](#)

関係リンク集

刊行物

- [環境影響評価マニュアル](#)
- [「みやぎの環境アセスメント」パンフレット](#)

(仮称)宮城加美風力発電事業 (環境影響評価準備書)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2019年6月17日更新

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

環境影響評価準備書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：合同会社JRE宮城加美
代表者：代表社員 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
職務執行者 中川 隆久
所在地：東京都六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称)宮城加美風力発電事業
種類：風力発電所設置事業
規模：最大58,800kW

【対象事業が実施される区域】

宮城県加美郡加美町

【縦覧】

1 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課
加美町役場 町民課
加美町役場小野田支所

2 縦覧期間

令和元年6月17日（月曜日）～令和元年7月16日（火曜日）
土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の閉庁日は除きます。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

このページを紹介する

[Twitter](#) [Facebook](#)

事業者のホームページにおいて令和元年6月17日（月曜日）から令和元年7月16日（火曜日）までご覧いただけます。

URL : <http://www.ire.co.jp/>

5 意見の提出

「準備書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名及び住所
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

(2)意見書の提出期限

令和元年7月30日（火曜日）まで（郵便の場合は当日消印有効）

(3)意見書の提出先

下記まで郵送又は縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函で御提出ください。

〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号 六本木ヒルズ ノースタワー 15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

【説明会の開催】

加美町

日時：令和元年7月10日（水曜日） 午後6時30分から（開場は30分前から）

場所：やくらい文化センター 小ホール（宮城県加美郡加美町字中原南105）

お問い合わせ先

〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号 六本木ヒルズ ノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム

担当：近藤、石川（TEL:03-6455-4900）

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

環境影響評価班

Tel：022-211-2667

Fax：022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



このページを見ている人は
こんなページも見ています

[建設工事等電子入札システム](#)

このページを紹介する



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

[リンク・著作権・免責事項](#) | [個人情報保護](#) | [ウェブアクセシビリティへの配慮](#) | [広告掲載に関する情報](#) | [ホームページ全般に関する情報](#)

宮城県公式Webサイト

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 法人番号8000020040002

Tel:022-211-2111 | [県庁への行き方](#) | [県庁県民駐車場](#)

Copyright © Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

インターネットによるお知らせ

加美町ウェブサイト

善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち・加美

組織からさがす サイトマップ

文字サイズの変更 小 中 大

音声読み上げモード



宮城県
加美町
かみまち

加美町へようこそ!

かみへこ



[ホーム](#)
[行政情報](#)
[暮らしの情報](#)
[事業者向け情報](#)
[東日本大震災情報](#)
[観光情報](#)
[学校情報](#)

現在位置: [ホーム](#) > [行政情報](#) > [再生可能エネルギー](#) > 「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会について

「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会について

加美町漆沢ダム周辺において、合同会社JRE宮城加美が計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧し、説明会を行います。

事業者名
合同会社JRE宮城加美

対象事業
(仮称)宮城加美風力発電事業

事業区域
宮城県加美郡加美町

縦覧場所
加美町役場町民課、小野田支所
電子縦覧: <http://www.jre.co.jp/>

縦覧期間
令和年6月17日(月曜日)から令和元年7月16日(火曜日)
午前8時30分から午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く)

説明会
令和元年7月10日(水曜日)午後6時30分から
やくらい文化センター(加美町字中原南105)

意見書の提出
令和元年7月30日(火曜日)までに、氏名、住所、環境保全の見地からのご意見を記載し、下記へ郵送(当日消印有効)または意見書箱へ投函してください。(意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置してあります)

お問い合わせ
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム
電話: 03-6455-4900 (担当) 近藤、石川

登録日: 2019年6月7日 / 更新日: 2019年6月12日

行政情報

- マイナンバー
- 町からのお知らせ
- 町長室
- 加美町の紹介
- 宝地分譲
- 公文書開示状況
- 町議会
- 町政
- 行政組織
- 町の財政
- 町の取り組み
- 人事行政
- 広報かみまち
- 協働のまちづくり
- 再生可能エネルギー
 - 加美町観光大使
 - 加美町公認キャラクター「かみへこ」
 - 加美町地域おこし協力隊
 - 選挙管理委員会
 - 農業委員会
 - 文化財
 - パブリックコメント
 - 税金・年金
 - 上下水道
 - 国民健康保険
 - 後期高齢者医療
 - 障がい者福祉
 - 健康と医療
 - 住民参加・テレホンガイド
 - 生涯学習
 - 防災
 - 交通防犯
 - 放射能測定
 - 加美町からのお知らせ
 - 加美町イベント情報
 - デジタルライブラリ

意見書フォーマット

「(仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書」

意見書用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注 1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A 4 サイズ）の用紙をお使い下さい。